

令和9年3月新規高等学校卒業者の応募・推薦に係る取扱い

学校関係者、経済団体代表者、行政関係者で構成する「奈良県高等学校就職問題検討会議」は、新規高等学校卒業者の就職機会を確保するとともに、地域の状況等を踏まえた就職支援・職業紹介が円滑に推進されるよう、令和8年度における高等学校卒業予定者の就職慣行の取扱いについて、以下のとおり申し合わせを行いました。

[奈良県高等学校就職問題検討会議]

奈良県教育委員会、奈良県高等学校等進路指導研究協議会、一般社団法人奈良経済産業協会、奈良県中小企業団体中央会、奈良県商工会議所連合会、奈良県商工会連合会、奈良県、奈良労働局

1 複数応募・推薦開始期日等について

- 生徒は、令和8年10月31日までは1人1社、令和8年11月1日以降は、1人2社までの複数応募・推薦を可能とする。

2 複数応募が可能な求人について

- 指定校求人以外の公開求人とし、高卒用求人票に「11月1日以降複数応募可」の表示をしている求人とする。

3 複数応募が可能な生徒について

- 令和8年11月1日現在で採用が内定していない者とする。但し令和8年10月31日までに応募し、採否結果が未だの場合は不採用の通知があった以降とする。

4 採用選考等について

- 求人者は学校を通じて生徒から応募があった場合、速やかに採用選考を行うこと。選考が複数日に渡る場合は、原則として1週間以内にすべての選考を終了すること。また、選考結果についても速やかに学校を通じて生徒に通知すること。
- 求人者は、求人数を上回る採用内定を出した場合であっても、内定の承諾があった内定者全員を雇用すること。
- 求人者は、単願・併願のみをもって採用選考の判断基準としないこと。
- 求人者は、選考実施（適性検査を含む）を行うにあたって、原則として選考場所について求人者自らの責任において確保すること。

5 生徒の意思表示について

- 併願の場合、最初の内定連絡（文書に限らない）があった場合、この日から7日以内に入社承諾等の意思表示を行うこととする。

6 他の都道府県への応募について

- 県外企業に応募する場合は、応募先都道府県の取扱い（申し合わせ事項）に準ずることとする。